

## 世田谷国公法弾圧事件で東京地裁が不当判決



元厚労省職員の前野元一さんが、国家公務員法違反(政治的行為の制限)の罪に問われた事件について、東京地裁(小池勝雅裁判長)は9月19日に求刑通り罰金10万円とする実刑判決を言い渡しました。

事件は、2005年の総選挙の投票日前日に都内

の警視庁職員住宅の集合ポストに、政党機関紙号外を投函していた宇治橋さん(世田谷警察署にむりやり連行し、国家公務員であると判明するや「住居侵入罪」で逮捕、後日、国家公務員法

行われたビラ配布行為まで、刑罰をもって禁止することが許されるのか、公務員の政治活動の自由を禁じた法律の規定が表現の自由を保障した憲法に違反するか、が争点となりました。

襲し、ビラ配布が「公務員の政治的中立に抵触する、強い違法性を有する行為」と判断しました。

況でのビラ配布を、30年前の判決をよみがえらせ、有罪判決としたことはきわめて重大です。

# 国家公務員を理由にした政治活動禁止は許されない

違反で起訴したものです。

国家公務員には、地方公務員には適用されない刑事罰が適用されます。

公判では、配布者が国家公務員であるというだけで公務と全く関連なく休日に

判決では、郵便局職員の選挙活動を違法とした猿払

事件の最高裁判決(74年)を、「有力学説からも厳しい批判」があるが、「下級裁判所としては同判決を尊重すべき立場」であると踏

決は、憲法で認められている国家公務員の表現の自由や政治活動の自由を否定するものです。

また、時間外に職場とは無関係の場所で、国家公務員の外見のまったくない状

同様に有罪判決を受けた堀越事件の控訴審とともに、世論と運動を進展させ、当事者の無罪を勝ち取るとともに、公務員の政治的行為の規制そのものを打ち破るとりくみをいっそうすめなければなりません。

総選挙が行われようとしているもとの今回の判決は、公務員の政治活動を萎縮させることが狙いです。選挙活動に対する抑圧・干渉を許さず、政治的・市民的自由を守るとりくみをすめましょう。

(全教中執 高橋信一)